



公園や道路で犬を放し飼いにしていて危ないなあ。

絶対ダメ!!
犬の放し飼い



犬の放し飼いは
犯罪です!



犬の飼い主のみなさん、放し飼いは、周りの
皆さんの迷惑になります。また、突然のかみなりや地震などが
原因となり、愛犬が逃げてしまう可能性があります。
放し飼いは絶対にやめましょう !!

けい留義務違反は、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例により30万円以下の罰金が科されることがあります。



茨城県動物指導センター 茨城県警察



平成31年4月1日 施行

茨城県動物の愛護及び管理に関する 条例の一部が改正されました！

ペットの飼い主の皆様へ

県内では、犬の放し飼い等により人への危害を及ぼす事案が依然として発生していることに加え、毎日、迷子の犬が保護されています。そのような状況を踏まえ、今般、犬の放し飼い等の違反に対し罰則を引上げ、飼い主の適正な飼養管理をより徹底することとしました。



改正内容

1

措置命令違反にかかる罰則の強化（第17条関係）

[改正内容] 6月以下の懲役又は **20万円**以下の罰金 → 6月以下の懲役又は **50万円**以下の罰金

文書指導（措置命令書）

措置命令の内容：殺処分、けい留、施設の設置・改善、口輪の装着等



措置命令に違反

6月以下の懲役又は 50万円以下の罰金



2

立入調査拒否等に係る罰則の強化（第18条関係（旧条例：第18条関係））

[改正内容] **20万円**以下の罰金 → **30万円**以下の罰金

調査拒否

正当な理由なく拒否した場合

その他

県が、動物の所有者へ必要な報告を求めたことに対して、報告をしない等の違反した場合も、本条の規定が適用されます。



3

犬のけい留義務違反等に係る罰則の強化（第18条関係（旧条例：第19条関係））

[改正内容] **5万円**以下の罰金又は科料 → **30万円**以下の罰金

犬のけい留義務違反

※けい留：飼い犬を逃げるおそれがなく、かつ、人に危害を加えることのないように、さく、おりその他の団の内で飼養し、又は鎖等でつないでおくこと（特定犬（規則で定めるものを除く。）については、おりの中で飼養すること。）。

その他

以下の規定に違反した場合、本条の規定が適用されます。
・動物が人の生命又は身体に危害を加えたときの届出義務（第10条第1項）
・人の生命又は身体に危害を加えた犬を検診させる義務（第10条第2項）
・野犬等を掃うるために配置した薬物の移動又は損傷の禁止（第13条第3項）

